

# 倒産防止共済 加入資格チェックシート

引き続き1年以上同一事業を行っている中小企業者で、納付すべき所得税または法人税を滞納していない方

次表の各業種において、「資本金の額または出資の総額」、「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する会社又は個人の中小事業者

業 種	資本金、出資金の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（※）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業除く

次のいずれかに該当する組合

- ① 企業組合、協業組合
- ② 共同生産、共同販売等の共同事業を行っている事業協同組合、事業協同小組合、商工組合

(ア) 住所または主たる事業の変更を繰り返し行ったため、継続的な取引の状況の把握が困難な方

(イ) 事業に係る経理内容が不明な方

(ウ) すでに貸付を受けた共済金または一時貸付金の償還を怠っている方

(エ) 中小機構から返還請求を受けた共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金の返還を怠っている方

(オ) 12ヶ月分以上掛金の納付を怠ったため、または偽りその他の不正の行為等のため、中小機構によって共済契約を解除され、解除された日から1年を経過していない方

(カ) 偽りその他不正の行為により共済金もしくは一時貸付金の貸付、または早期償還手当金もしくは解約手当金の支給を受け、または受けようとした日から1年を経過していない方

(キ) 現に共済契約者となっている方

共済契約者名

令和 年 月 日

税理士事務所

担当者